

【過去に休学期間がある場合の貸与期間】※専門学校（2年制）のケース

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年次	奨学金貸与						休学期間（10月1日～）					
1年次 （注1）	奨学金貸与											
2年次	奨学金貸与						（注2）					

休学期間は修業年限に含まれないため、
修業年限は2年次の9月までとなる。

（注1） 休学等の学籍異動のため、同一学年を再履修している場合は、留年に含まれません。

（注2） 10月以降は修業年限外となりますが、第二種奨学金については修業年限後も引き続き貸与が受けられる（貸与期間の延長ができる）場合があります。詳細については在学にお問い合せください。

（参考）長期履修学生の貸与期間について（詳細は在学学校に確認してください。）

第一種奨学金：通常課程の標準修業年限に相当する期間とします。

第二種奨学金：採用後に所定の手続きを行うことによって学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。

5 貸与奨学金の選考基準

学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を在学学校が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。学力基準及び家計基準は以下のとおりです。併用貸与の基準は、既に第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込む場合も適用されます。

緊急採用・応急採用は49ページ **1**（4）を参照してください。

（1）学力基準

「第一種奨学金のみ」又は「併用貸与」	
<2026年度入学者> (1年生)	<p>①高等学校又は専修学校高等課程の成績の平均が、各学校区分において以下の基準を満たすこと。</p> <p>②上記の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の貸与額算定基準額が0円である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。</p> <p>ア. 入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること。</p> <p>イ. 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。</p> <p>③高等学校卒業程度認定試験合格者であること。</p>
<2017～2025年度入学者> (2年生以上)	<p>①本人の属する学部（科）の上位1/3以内であること。</p> <p>②上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の貸与額算定基準額が0円である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。</p> <p>ア. GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること。</p> <p>イ. 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。</p> <p>※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。</p> <p>※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすこととなります。</p>
<2016年度以前入学者> (2年生以上)	本人の属する学部（科）の上位1/3以内であること。
「第二種奨学金のみ」	
<p>次の①～④のいずれかに該当すること。</p> <p>① 出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。</p> <p>② 特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること。</p> <p>③ 学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。</p> <p>④ 高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記①～③のいずれかに準ずると認められること。</p>	